

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第7号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(亀山市監査委員条例の一部改正)

第1条 亀山市監査委員条例(平成17年亀山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

(亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 亀山市水道事業等の設置等に関する条例(平成17年亀山市条例第136号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例(平成26年亀山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 亀山市病院事業の設置等に関する条例(平成27年亀山市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。